

令和7年2月7日

府中町長
寺尾 光司 様

府中町人権施策推進審議会
会長 上之園 公子

府中町犯罪被害者等支援条例の制定について（答申）

令和7年2月7日付け府自発第3898号をもって諮問がありました「府中町犯罪被害者等支援条例の制定」について審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

心身共に深い傷を負われております犯罪被害者等への支援であることを考慮しながら、慎重に審議をいたしました。

条例案については、原案通りで異議はありません。

また、直接的な支援等については、

- ① 被害者の精神的なケア（支援）を重視する内容となること。
- ② 犯罪被害者の二次的被害、特に申請によってさらに傷つくことがないように、寄り添った支援とすること。
- ③ 地域で身近に相談できる体制を整えること。併せて町の制度について周知すること。
- ④ 県、他の市町との地域格差をなくすと共に、町がより先進的な地域となること。
- ⑤ 町の支援体制がより実働的になるようにすること。各担当課の壁をなくし、重なり合うように連携すること。

なお、本条例の審議とは別に、加害者の家族等である町民への配慮も、今後どのようにするかを町として考えてほしい、という意見もありました。

これらを踏まえ、審議会としては、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実が図れるように、「府中町犯罪被害者等支援条例」の制定について答申いたします。

なお、制定後も社会情勢の変化に応じて適切な見直しを行っていくよう配慮してください。